

令和 3 年度御嵩町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和 3 年 4 月 1 日

御嵩町長 渡邊 公夫

I 処理の基本方針

- (1) 生活系一般廃棄物は、排出者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、法及び条例の定めるところにより御嵩町（可茂衛生施設利用組合を含む。）又は法に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の許可を受けた物（以下「許可業者」という。）が処理する。
- (2) ごみは、可燃物と不燃物とに分け、資源として再生利用できるものは、回収するよう努めるものとする。
- (3) 事業系一般廃棄物は、事業者が可能な限り再資源化に努め、自らの責任において適正に処理することを原則とするが、これによりがたいときは、法及び条例の定めるところにより、原則可茂衛生施設利用組合の処理施設を利用して処分するものとする。ただし、可茂衛生施設利用組合で受け入れのできないものについては、御嵩町と協議をするものとする。
- (4) 事業系一般廃棄物の処理で、条例第 6 条又は第 7 条及び御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 6 年規則第 21 号）第 5 条又は第 6 条の規定に該当する事業所は計画書又は承認申請書を町長に提出するものとする。

II 計画区域

御嵩町全域とする。

III 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

IV 一般廃棄物の排出の状況（排出量と処理量）

(1) 生活系一般廃棄物の排出量と処理量の見込み

① ごみ

種 類	排出量	要処理量	収 集		処理・処分	
			主 体	回 数	主 体	方 法
可燃ごみ	2,703 t /年	2,703 t /年	委託業者	週 2 回	可茂衛生施設利用組合	焼却処分 埋立処分
不燃ごみ（金物類・ガラス類）	165 t /年	165 t /年	委託業者	年 12 回	可茂衛生施設利用組合	破碎後、焼却 又は埋立処分 再資源化
粗大ごみ	129 t /年	129 t /年	委託業者	年 12 回	可茂衛生施設利用組合	
			御嵩町	月 4 回		
不燃ごみ（陶磁器・がれき類）	21 t /年	21 t /年	委託業者	年 2 回	御嵩町	埋立処分
			自己搬入	月 2 回		
特別ごみ（使用済乾電池）	8 t /年	8 t /年	委託業者	年 2 回	委託業者	再資源化
			御嵩町	随 時		
特別ごみ（蛍光管・水銀式体温計）	2 t /年	2 t /年	御嵩町	随 時	可茂衛生施設利用組合	再資源化

② 生活系一般廃棄物の処理施設

可燃ごみ処理施設

名 称	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク
所在地	可児市塩河 839 番地	
処理方法	焼却	
処理能力	240 t / 24 時間	

不燃・粗大ごみ処理施設
特別ごみ（蛍光管等）

名 称	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク
所在地	可児市塩河 839 番地	
処理方法	破碎有価物回収後、焼却	
処理能力	32 t / 5 時間	

不燃ごみ処理施設
（陶磁器・がれき類）

名 称	御嵩町一般廃棄物埋立処分場	
所在地	御嵩町御嵩 2192 番地 589	
処分形式	安定型埋立最終処分場	
処理能力	面積（容量）1,254 m ² （4,288 m ³ ）	

特別ごみ処理施設
（使用済乾電池）

名 称	JFE 条鋼株式会社	水島製造所
所在地	岡山県倉敷市川崎通一丁目 5 番 2 号	
処理方法	電気炉融解・資源化	
処理能力	540 t / 日	

(2) 分別収集

種 類	排出量	要処理量	収 集		再資源化	
			主 体	回 数	主 体	方 法
スチール缶	12 t/年	12 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
アルミ缶	12 t/年	12 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
無色(透明)びん	22 t/年	22 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
茶色びん	16 t/年	16 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
その他色のびん	7 t/年	7 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
再利用びん	4 t/年	4 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
飲料用紙パック	10 t/年	10 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
ダンボール	86 t/年	86 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
その他紙製容器包装	2 t/年	2 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
ペットボトル	26 t/年	26 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
新聞紙	40 t/年	40 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
雑誌類 (新聞広告含む)	33 t/年	33 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
古着	2 t/年	2 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化
家庭用廃食用油	4 t/年	4 t/年	委託業者	年6回	委託業者	再資源化業者による資源化

(3) プラスチック製容器包装

種 類	排出量	要処理量	収 集		再資源化	
			主 体	回 数	主 体	方 法
プラスチック製容器包装	75 t/年	75 t/年	委託業者	月2回	日本容器包装リサイクル協会	再資源化事業者による資源化

(4) 使用済小型家電

種 類	排出量	要処理量	収 集		再資源化	
			主 体	回 数	主 体	方 法
使用済小型家電	3 t/年	3 t/年	御嵩町	随時、回収ボックスを設置	認定事業者	認定事業者による資源化

(5) し尿等

種 類	排出量	要処理量	収 集		処理・処分	
			主 体	回 数	主 体	方 法
し尿	1,261kl/年	1,261kl/年	許可業者	別紙3 随時	可茂衛生施設 利用組合	高速酸化方式
浄化槽 汚泥	2,546kl/年	2,546kl/年	許可業者	別紙3 随時	可茂衛生施設 利用組合	高速酸化方式

し尿等処理施設

名 称 可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター
 所在地 美濃加茂市牧野 1912 番地 2
 処理方法 標準脱窒素処理方式
 処理能力 100kl/日

(6) 事業系一般廃棄物

① 事業系一般廃棄物の排出量と処理量の見込み

種類	排出量	要処理量	収集・運搬	処理・処分
可燃ごみ 粗大ごみ	1,106t/年	1,106t/年	自己搬入 許可業者	焼却処分 破碎後、焼却処分、埋立処分
資源ごみ	0t/年	0t/年	自己搬入 許可業者	再資源化
実験用動物の 死体	0.1t/年	0.1t/年	自己搬入 許可業者	焼却処分
木くず、 刈り芝ごみ	2 m ³ /年	2 m ³ /年	自己搬入 許可業者	再資源化

② 事業系一般廃棄物の処理施設

可燃ごみ処理施設

名称	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク
所在地	可児市塩河 839 番地	
処理方法	焼却	
処理能力	240 t / 24 時間	

資源ごみ処理施設

名称	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク
所在地	可児市塩河 814 番地 1	
処理方法	再資源化	

実験用動物の
死体等処理施設

名称	株式会社 美濃ラボ
所在地	海津市平田町今尾 1195 番地 1
処理方法	焼却
処理能力	190kg / 時間

木くず・刈り芝ごみ
処理施設

名称	株式会社 佐合木材
所在地	美濃加茂市山之上町高木浦 7996 番地 1
処分方法	粉碎・資源化

③ その他

・町外の民間施設での一般廃棄物処理量の見込み

区分	収集・運搬	処理方法	年間処理量
可燃ごみのうち 食品残渣	自己搬入 許可業者	関市内の処理施設で 飼料化	54 t

V 一般廃棄物処理実施計画

生活系一般廃棄物

1 可燃物

(1) 収集・運搬

可燃物の収集運搬は、町の委託業者により日曜、年末年始を除いた日に行うものとする。
 なお、町は可燃物の収集業務を円滑に行うためごみ容器及び可燃物集積場所の指定をする。

地 区	収集日	集積場所	容器の指定	収集者
上之郷・御嵩	毎週 火、金曜日	有 別に定める	有 別に定める	(株)橋本
中・伏見の一部 (里、洞、青木、稲荷台、高倉)	毎週 月、木曜日	有 別に定める	有 別に定める	(株)橋本
上記以外の伏見	毎週 水、土曜日	有 別に定める	有 別に定める	(株)橋本

※住民の協力義務

- ・ 残飯、野菜くず等の生ごみは、水切りを十分に行うこと。(ボカシ、生ごみ処理機等で堆肥化に努めること。)
- ・ 町指定袋には氏名・自治会名を記入すること。
- ・ 町で指定された集積場所へ収集日の当日午前8時までに整理して集めておくこと。

(2) 処分

可燃物の処分は、可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパークにおいて行うものとする。

(3) 処理手数料

条例第8条第1項による。

2 分別収集

(1) 収集・運搬

資源の収集及び運搬は、委託業者により町内全域を次の方法により行うものとする。

地 区	収集日	分別ステーション	収集品目	収集者
町内全域	別紙1	有 別紙2	スチール缶、アルミ缶、 ペットボトル、廃食用油	(株)橋本
			紙類(ダンボール、新聞 紙、雑誌類、飲料用紙パ ック、その他紙容器包装	東濃故紙センター(株) 美濃加茂営業所 サンシャイン宮崎
			びん、リターナブルびん、古 着類	(有)交告商店

※住民の協力義務

- ・ 上記に定める資源物を排出する者が遵守すべき基準に従い排出すること。
- ・ 自治会、アパートで決められた時間に、指定の場所へ整理して出すこと。
- ・ 分別整理などについては分別指導員の指示に従うこと。

※分別指導員

分別収集を行うため、収集日当日の回収容器の準備、品目別の表示板をかけ、資源物の排出指導及び関係者との連絡を行う。

(2) 再資源化

資源物の再資源化は、それぞれの委託業者から引き受けた再資源化業者の施設において行うものとする。

3 プラスチック製容器包装

(1) 収集・運搬

資源の収集及び運搬は、委託業者により町内全域を次の方法により行うものとする。

地 区	収集日	集積場所	容器の指定	収集者
町内全域	別紙1	有 別に定める	有 別に定める	(株)橋本

(2) 再資源化

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が決定した再商品化事業者の施設で行うものとする。

(3) 処理手数料

条例第8条第1項による。

4 使用済小型家電

(1) 回収方法

本庁舎、上之郷、中、伏見各出張所に設置してある回収ボックスに投入すること。回収は月曜日から金曜日(開庁日)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 回収品目

電気・電池で稼働する製品 (以下の品目を除く。)

*家電6品目

テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

*製品に木が使われているもの(時計、スピーカーなど)

(3) 再資源化

資源物の再資源化は、町から引き渡しを受けた認定事業者等の施設において行うものとする。

5 不燃物

(1) 収集・運搬

不燃物の収集運搬は、金物類、ガラス類等については、委託業者により月1回、また、陶器類、使用済乾電池等については、半年に1回次の方法により行うものとする。なお、町は不燃物の収集業務を円滑に行うため不燃物集積場所の指定をする。

地 区	収集日	集積場所	収集者
町内全域	別紙1	有 別に定める	(株)橋本

※住民の協力義務

- ・ 不燃物は、金物類、ガラス類、陶器類等に分けて町指定袋に入れ、区分に○を付け自治会名、氏名を記入し指定の各集積場所へ収集日の午前8時までに整理して集めておくこと。
- ・ スプレー缶やカセットボンベは、使い切ってから穴を開けガス抜きをすること。
- ・ まな板やポリタンクなどのプラスチックの塊や大きなものは、不燃ごみ金物類として出すこと。

(2) 処分

- ・ 金物類、ガラス類は再生利用に供し、その他の不燃物は可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパークにおいて処分するものとする。
- ・ 陶磁器類については、御嵩町一般廃棄物埋立処分場において埋立処分するものとする。
- ・ 使用済乾電池は、JFE 条鋼株式会社水島製造所において電気炉融解・資源化するものとする。

(3) 処理手数料

条例第8条第1項による。

6 粗大ごみ

(1) 収集・運搬

① 粗大ごみの収集運搬は、月1回行うものとする。

② 粗大ごみの内一番長いところが150cmを超えて230cm以下のものは、申込み制で毎週水曜日（祝日及び年末年始等役場閉庁日を除く。）に戸別収集できる。

※住民の協力義務

- ・ 同一品目を束ねる場合は、1人で持てる重さ（30kgが限度）とし、ひも等で束ねること。
- ・ 同一品目以外は束ねないこと。
- ・ 粗大ごみを搬出する場合は、可茂衛生施設利用組合が定める大きさのものまでとする。
- ・ 戸別収集を希望する場合は、収集日の1週間前までに町へ申し込むこと。
- ・ 粗大ゴミには、自治会名と氏名を記入した粗大ごみシールを見やすい位置に貼付するか、エフとしてぶら下げること。

(2) 処分

粗大ごみの処分は、可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパークにおいて行うものとする。

(3) 処理手数料

条例第8条第1項による。

7 不燃ごみ（陶磁器・がれき類）

(1) 処分

- ① 20kg を超える陶磁器類、コンクリートブロック（無筋）、レンガ、瓦などについては、各自で御嵩町一般廃棄物埋立処分場に直接搬入し処分する。
- ② 搬入日時は、毎月第2金曜日、第4日曜日の午前9時から午後4時とする。

※住民の協力義務

- ・ 鉄筋、プラスチック類の付いたものは取り外すこと。
- ・ 搬入予定日の2週間前までに町へ申し込むこと。
- ・ 搬入の際使用した袋等は持ち帰ること。

(2) 使用料

御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例(昭和62年条例第20号)第6条第1項による。

8 特別ごみ（乾電池・蛍光灯・水銀式体温計）

- ① 使用済乾電池については、半年に1回の指定日による回収の他、回収箱設置場所の本庁舎、上之郷、中、伏見各出張所に各自で搬入する。
- ② 蛍光灯・水銀式体温計については、回収箱設置場所の本庁舎、上之郷、中、伏見各出張所に各自で搬入する。

9 処理困難物（処理困難ごみ）

可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパークの処理能力により、処理が困難なごみは、粗大ごみシールにて排出し、その処分は、(株)橋本又は小森産業(株)で一時保管した後、三重中央開発(株)（三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地）において行うものとする。

上記の方法で処理ができない場合は、排出者の責任において適正に処理するものとする。

10 し尿

(1) 収集・運搬

し尿の収集運搬は、法第7条第1項に規定する下記の町の許可業者により原則として、土・日曜等休日、振替休日、年末年始を除いた日に収集計画に基づいて行うものとする。

区域	許可業者	営業所所在地	電話
町内全域	(有)御嵩衛生社	御嵩町顔戸1166番地7	0574(67)5576

(2) 処分

し尿の処分は、可茂衛生施設利用組合緑ヶ丘クリーンセンターにおいて行うものとする。

11 し尿浄化槽汚泥等

(1) 収集・運搬

し尿浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等（沈殿スクリーンかす等を除く）の収集運搬は、浄化槽法第35条第1項に規定する下記の町の許可業者が、し尿浄化槽の清掃作業の一連作業として行うものとする。

区域	許可業者	営業所所在地	電話
町内全域	(有)御嵩衛生社	御嵩町顔戸 1166 番地 7	0574 (67) 5576

(2) 処分

し尿浄化槽汚泥等の処分は、前記のし尿処理場において、し尿と併せて行うものとする。ただし、し尿浄化槽汚泥等のうち、沈砂、スクリーンかす等は原則として、し尿浄化槽清掃業者又は当該し尿浄化槽の管理者が適正に処分するものとする。

※し尿浄化槽清掃業者の協力義務

し尿浄化槽汚泥等の処理場への搬入は、し尿と区別するなどなるべく均等にし、し尿処理場の運転計画に従うこと。

事業系一般廃棄物

(1) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、可能な限り再資源化に努め、事業者が自ら適正に処理し、又は法第7条第1項に規定する下記の町の許可業者に委託して処理するものとする。

区域	許可業者名	営業所所在地	電話
町内全域	(株)橋本	加茂郡八百津町野上 455 番地 1	0574 (43) 8211
	小森産業(株)	美濃加茂市加茂野町市橋 1129 番地	0574 (54) 1283
	(株)美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195 番地 1	0584 (66) 3657

- ・(株)美濃ラボについては、収集する一般廃棄物は実験用動物の死体等（死体、糞、敷きわら、敷きマット）に限定し、区域も御嵩町内の実験用動物の死体等の排出のある事業所に限定する。
- ・可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設において業務の提供を受けようとする事業者は、事業者自らが直接搬入するか、許可業者に委託して搬入するかのいずれかの方法で運搬すること。

(2) 処理対象となる事業系ごみの種類

・可燃ごみ・粗大ごみ

生活系のごみの例による。廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣など、標準的な生活系ごみと同様なごみ質で少量である場合に限り搬入を認める。ただし、生活系ごみの処理に影響があると判断した場合は、搬入を中止する。

粗大ごみは、最大長さ 230 cm とするが、詳細は可茂衛生施設利用組合に確認すること。

・資源ごみ

リサイクル資源のうち、飲食用ガラスビン及び飲食用スチール缶、アルミ缶に限り搬入を認める。

(3) ごみ処理施設の利用

・使用料

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 11 年可茂衛生施設利用組合条例第 2 号）の定めるところによる。

(4) 事業者の協力義務

粗大ごみ以外の可燃ごみについては、可茂衛生施設利用組合指定の袋を使用すること。

飲食用カン・びんについては、洗浄して蓋等を取除き、各々を可茂衛生施設利用組合指定の袋に入れること。

その他、可茂衛生施設利用組合の指示に従うこと。

火災廃棄物

火災に伴い発生する廃棄物（以下「火災廃棄物」という。）については、町が定める生活系一般廃棄物の処理に準じて処理するものとする。

(1) 可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパークで処理できる火災廃棄物

- ・ 可燃ごみ
- ・ 可燃粗大ごみ（布団、衣類、木製棚、机、テーブル等）
- ・ 不燃ごみ（ガラス類、金物類）
- ・ 不燃粗大ごみ（電気カーペット、ストーブ、ステレオ等）
- ・ リサイクル不可能な家電6品目（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）
- ・ その他（自転車、畳、物干し竿、スキー板、トタン板等）

(2) 可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパークで処理できない火災廃棄物

（町で定める方法により処理）

- ・ 可燃、不燃粗大ごみのうち、規定寸法（230cm）を超えるもの
- ・ 陶磁器（食器、置物、灰皿、花瓶等）、灰、瓦、コンクリート、レンガ、植木鉢、アスベスト、石膏ボード、建材、建築用廃材、鉄骨材、タイヤ、農業用機械、モーター、バッテリー、消火器、プロパンガスボンベ、浴槽、浄化槽、ドラム缶、劇薬、ペンキ類、農薬液（ビン）等
- ・ リサイクル可能な家電6品目（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）

(3) 火災廃棄物搬入手続き

- ・ り災者が町で手数料の減免に関する申請をおこない、それに基づき町が減免の可否と同時に、可茂衛生施設利用組合「無料認定証」を発行する。（減免申請には、消防署が発行するり災証明書が必要）
- ・ 必要に応じて、り災者立会いの上、可茂衛生施設利用組合職員と現場確認を実施し、搬入可能な廃棄物を認定する。
- ・ 可茂衛生施設利用組合と搬入日時を協議し、り災者に通知する。

(4) 火災廃棄物搬入方法

- ・ 搬入に際しては、対象とする品目を必ず分別すること。必ずしも袋に入れなくてもよく、運搬時に飛散しないようにすること。
- ・ 蛍光管など特別な品目は、その都度可茂衛生施設利用組合と協議すること。
- ・ 処理困難物や規定寸法（230cm）を超えないよう注意すること。
- ・ 搬入者は「無料認定証」を必ず持参すること。
- ・ 委託による運搬は、許可業者に限られる。その他の場合は、運搬車両に同乗すること。

交通事故死による動物の処理

交通事故死による動物は可茂衛生施設利用組合可茂聖苑に搬入する。

動物死体処理施設	名 称	可茂衛生施設利用組合 可茂聖苑
	所在地	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋 37 番地 7
	処理方法	焼却
	処理能力	動物炉 1

VI 一般廃棄物の排出抑制に関する方策

- (1) イベントでの啓発
環境フェア、エコクッキング講座、ダンボールコンポスト講座、出前講座の開催
- (2) 広報紙等による啓発
ごみ出しカレンダー等の配布
- (3) ごみ減量化の奨励、助成
生ごみ処理機、コンポスト、枝葉粉碎機、ダンボールコンポスト、堆肥化密閉容器の購入助成、リサイクルステーション、資源集団回収事業に対する奨励金の交付、枝葉粉碎機の貸出事業実施
- (4) 環境学習への職員派遣
- (5) その他
マイバック持参運動の推進、清掃ボランティアの支援

VII 町内一斉清掃

町内一斉清掃の実施

法第 5 条第 3 項及び御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 6 年規則第 21 号）第 3 条の規定により、毎年 5 月の第 2 日曜日に実施日を定め、各自治会単位で年 1 回実施するものとする。

Ⅷ 生活排水処理実施計画

(1) 種類ごとの年間ごみ排出量の見込み及び処理主体

種 類	排出量の見込み	処理主体	
		収集・運搬	処 分
し尿	1,261k1/年	(有)御嵩衛生社	可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター
浄化槽汚泥	2,546k1/年	(有)御嵩衛生社	可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター
合 計	3,752k1/年		

(2) 処理計画

① 生活排水の処理計画

施設名	処理区域	人口（令和元年度末）
コミュニティ・プラント	—	
合併処理浄化槽	町内全域	3,491 人
単独処理浄化槽・くみ取り	町内全域	3,828 人
下水道	下水道供用開始区域	10,960 人
農業集落排水施設	—	—
汚泥再生処理センター	—	—

② し尿・汚泥の処理計画

(ア) 排出抑制・再資源化計画

(イ) 収集・運搬計画

・収集区域の範囲等

項 目	量の見込み	収集区域	収集回収	収集方法
し尿	1,261k1/年	町内全域	別紙3 随時	バキューム式収集運搬車による個別収集方式
浄化槽汚泥	2,546k1/年	町内全域	年1回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による個別収集方式

